MEART'S SOLO

ハート・オブ・ゴールドに寄付した場合の

寄付金控除について

Challenge life

特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールドは、平成24年12月14日に岡山市より税制優遇の認定を受けた「**認定NPO法人」**となりました。皆さまからいただいた当団体へのご寄付はすべて、**寄付金控除**が受けられます。 (匿名寄付や会費は控除の対象外です。)詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

1. 個人の方

個人の皆さまからのご寄付は、特定寄付金とみなされ寄付金控除の対象となります。

寄付金控除には、以下のいずれかの有利な方法が選択できます。

	①税額控除の方式	②所得控除の方式
計算式	(その年に支払った寄付金合計額-2千円)×4	(その年に支払った寄付金合計額-2千円) が
	0%が税額から控除できます。	所得から控除できます。
		・(その年に支払った寄付金合計額-2千円)×
		所得税率が減税
上限	年間所得金額の25%	年間所得金額の40%
所得税	所得150万円で1万円寄付した場合	所得150万円で1万円寄付した場合
減税額例	→3, 200円減税	(所得税率5%)→400円減税
	所得500万円で1万円寄付した場合	所得500万円で1万円寄付した場合
	→3, 200円減税	(所得税率20%)→1, 600円減税

- * 所轄税務署で確定申告を行ってください。年末調整では寄付金控除を受けることはできません。
- *確定申告書提出の際に、当団体が発行した領収書を添付してください。 振り込みの控えなどでは申告できません。
- *また住民税における取り扱いは各自治体により異なる場合があり、全国一律ではありません。 詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

2. 法人の方

- 一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が設けられます。
 - (一般損金算入額+特別損金算入額)

損金算入できる金額には、他の認定NPO法人、公益財団・社団法人等に対する寄付金の額と合わせて行うことになりますので、ご注意ください。

* 寄付をした日を含む事業年度の確定申告書提出の際に、申告書に必要事項(別表十四(二))を記入して申告します。当団体が発行する領収書については、大切に保管しておいてください。

3. 相続または遺贈によるご寄付

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を相続税の申告期限内に寄付してくださった場合、 その寄付金額には相続税が課税されません。

* 相続税の申告書提出の際に、当団体が発行する領収書を添付してください。

4. お願い・ご注意

- ・ ご寄付お振込の際、お手元に残る「払込票兼受領書」等の控えは大切に保管してください。
- 領収書の宛名は、原則、ご寄付くださる際にお知らせいただいたお名前、ご住所となります。
- 紛失などによる領収書の発行は致しかねますので、申告時まで大切に保管してください。